



宮 崎 県 公 報

平成27年3月20日（金曜日）号外 第 8 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 37,200 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………（総務課） 1	条例……………（人事課） 3 ○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（ “ ） 8 ○執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（ “ ） 37
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 1 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
独立行政法人通則法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 2 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
県職員の給与改正に伴う退職手当の調整額の改定等所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 3 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
人事委員会勧告等を踏まえ、県職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第 4 号）
- 1 改正の理由及び主な内容
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 1 号

宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（宮崎県情報公開条例の一部改正）

第 1 条 宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公文書の開示義務） 第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 （１） 〔略〕 （２） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ 〔略〕 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第 140号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。） エ 〔略〕 （３）～（７） 〔略〕	（公文書の開示義務） 第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 （１） 〔略〕 （２） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア・イ 〔略〕 ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第 140号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（エにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。） エ 〔略〕 （３）～（７） 〔略〕

（宮崎県個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保有個人情報の開示義務） 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 （１） 〔略〕 （２） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	（保有個人情報の開示義務） 第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 （１） 〔略〕 （２） 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 〔略〕

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 2 条に規定する地方公務員、地方独立行政法人並びに宮崎県道路公社及び宮崎県住宅供給公社（以下この節において「公社」という。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

(3)～(8) 〔略〕

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 2 号**職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の退職手当に関する条例（昭和28年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（退職手当の調整額） 第 6 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第26条第 1 項の規定による大学院修学休業をした期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下これらを「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) 第 1 号区分 <u>5 万円</u> (2) 第 2 号区分 <u>4 万 5,850円</u> (3) 第 3 号区分 <u>4 万 1,700円</u> (4) 第 4 号区分 <u>3 万 3,350円</u> (5) 第 5 号区分 <u>2 万 5,000円</u> (6) 第 6 号区分 <u>2 万 850円</u> (7) 第 7 号区分 <u>1 万 6,700円</u> (8) 〔略〕 2・3 〔略〕 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規	（退職手当の調整額） 第 6 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第26条第 1 項の規定による大学院修学休業をした期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下これらを「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1) 第 1 号区分 <u>6 万 5,000円</u> (2) 第 2 号区分 <u>5 万 9,550円</u> (3) 第 3 号区分 <u>5 万 4,150円</u> (4) 第 4 号区分 <u>4 万 3,350円</u> (5) 第 5 号区分 <u>3 万 2,500円</u> (6) 第 6 号区分 <u>2 万 7,100円</u> (7) 第 7 号区分 <u>2 万 1,700円</u> (8) 〔略〕 2・3 〔略〕 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規

定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 〔略〕

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 〔略〕

5 〔略〕

（勤続期間の計算）

第7条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員（再任用職員を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1) 〔略〕

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）

定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 〔略〕

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 〔略〕

5 〔略〕

（勤続期間の計算）

第7条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員（再任用職員を除く。以下同じ。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。

(1) 〔略〕

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第

に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

（3）～（7） 〔略〕

6～9 〔略〕

附 則

4 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際には、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

（1） 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、国家公務員退職手当法施行

66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

（3）～（7） 〔略〕

6～9 〔略〕

附 則

4 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際には、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

（1） 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行っていたもので、国家公務員退職手当法施行

令（昭和28年政令第 215号。以下「施行令」という。）附則第 3 項第 3 号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の 3 分の 2 の期間

(2)・(3) [略]

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第 3 項第 6 号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の 3 分の 2 の期間

イ [略]

7 さきに職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第 109号）第 1 条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第 1 号）第 3 条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第 6 項の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（さきに職員として在職し、終戦に伴い昭和20年 8 月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあっては、当該退職の日）から昭和28年 7 月31日までの間に再び職員となった場合においては、さきに職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から 120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

23 昭和62年 3 月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第 2 項に規定する承継法人であって同条第 1 項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第 136号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年 4 月 1 日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

27 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に

令（昭和28年政令第 215号。以下「施行令」という。）附則第 3 項第 3 号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の 3 分の 2 の期間

(2)・(3) [略]

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第 3 項第 6 号イの規定により内閣総理大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の 3 分の 2 の期間

イ [略]

7 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第 109号）第 1 条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第 1 号）第 3 条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第 6 項の規定に基づく内閣官房令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年 8 月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあっては、当該退職の日）から昭和28年 7 月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から 120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

23 昭和62年 3 月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第 2 項に規定する承継法人であって同条第 1 項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第 136号）附則第 2 条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年 4 月 1 日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

27 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に

関する法律附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 30 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに廃止前国立学校設置法第3条の5第2項の表の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 31 廃止前国立学校設置法第7条の13の表の上欄に掲げる国立高等専門学校の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立高等専門学校機構の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立高等専門学校機構の退職手当の支給の基準（独立行政法人通則法第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立高等専門学校機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 30 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成14年法律第23号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する図書館情報大学、山梨大学及び山梨医科大学、国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに廃止前国立学校設置法第3条の5第2項の表の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 31 廃止前国立学校設置法第7条の13の表の上欄に掲げる国立高等専門学校の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立高等専門学校機構の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立高等専門学校機構の退職手当の支給の基準（独立行政法人通則法第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立高等専門学校機構の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第7条第5項第2号並びに附則第4項、第7項、第23項及び第27項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年宮崎県条例第39号。以下「条例第39号」という。）附則第3項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号。以下「条例第22号」という。）附則第5項から第8項まで

、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号。以下「条例第48号」という。）附則第4項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮崎県条例第5号。以下「条例第5号」という。）附則第4条の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）又は条例第5号附則第2条の規定による退職手当の額が、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項まで、条例第39号附則第3項、条例第22号附則第5項から第8項まで、条例第48号附則第4項並びに条例第5号附則第4条の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、当分の間、旧条例等退職手当額又は条例第5号附則第2条の規定による退職手当の額のいずれか多い額をもって、その者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第8条第1項から第3項までの規定により第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものが職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として人事委員会規則で定める額」とする。

（人事委員会規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第3号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（地域手当） 第5条の5 〔略〕 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 1級地 <u>100分の18</u> （2） 2級地 <u>100分の15</u> （3） 3級地 <u>100分の12</u> （4） 4級地 <u>100分の10</u> （5） 5級地 <u>100分の6</u> （6） 6級地 <u>100分の3</u> 3 〔略〕 第5条の6 医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の15</u> を乗じて得た月額の地域手当を支給する。 （単身赴任手当） 第5条の10 〔略〕 2 単身赴任手当の月額は、 <u>2万 3,000円</u> （人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、 <u>4万 5,000円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。 3・4 〔略〕 （管理職員特別勤務手当） 第7条の2 第3条第5項に規定する職員又は第5条第1項の規定	（地域手当） 第5条の5 〔略〕 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1） 1級地 <u>100分の20</u> （2） 2級地 <u>100分の16</u> （3） 3級地 <u>100分の15</u> （4） 4級地 <u>100分の12</u> （5） 5級地 <u>100分の10</u> （6） 6級地 <u>100分の6</u> <u>（7） 7級地 100分の3</u> 3 〔略〕 第5条の6 医療職給料表（一）の適用を受ける職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の16</u> を乗じて得た月額の地域手当を支給する。 （単身赴任手当） 第5条の10 〔略〕 2 単身赴任手当の月額は、 <u>3万円</u> （人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、 <u>7万円</u> を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。 3・4 〔略〕 （管理職員特別勤務手当） 第7条の2 第3条第5項に規定する職員又は第5条第1項の規定

に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第 2 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、1 万 2,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

- 3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(特定の職員についての適用除外)

第 8 条の 11 [略]

2 [略]

- 3 第 5 条の 2 から第 5 条の 4 まで、第 5 条の 6、第 5 条の 8、第 5 条の 10、第 6 条の 2 及び第 6 条の 2 の 2 の規定は、再任用職員には適用しない。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員（次項において「対象職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第 2 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、対象職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、1 万 2,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

- 4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(特定の職員についての適用除外)

第 8 条の 11 [略]

2 [略]

- 3 第 5 条の 2 から第 5 条の 4 まで、第 5 条の 6、第 5 条の 8、第 6 条の 2 及び第 6 条の 2 の 2 の規定は、再任用職員には適用しない。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		

	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
再任用	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
職員以	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
外の職	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
員	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900			
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200			
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500			
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900			
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000				
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300				
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500				
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700				
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000				
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300				
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500				
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
	94		292,500	340,300	379,200					
	95		292,900	340,800	379,600					
	96		293,300	341,200	380,000					
	97		293,500	341,300	380,300					
	98		293,800	341,800	380,800					
	99		294,200	342,200	381,200					
	100		294,600	342,500	381,600					
	101		294,800	342,800	381,900					
	102		295,100	343,200						
	103		295,500	343,600						
	104		295,800	344,000						
	105		296,000	344,500						
	106		296,300	344,900						
	107		296,700	345,300						
	108		297,000	345,700						

	109		297,200	346,200						
	110		297,600	346,600						
	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 9 条及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,300	175,900	202,500	242,300	287,600	315,000	343,800	378,900	420,500
	2	162,000	177,700	204,500	244,100	289,900	317,200	346,000	381,100	422,300
	3	163,800	179,500	206,500	245,900	292,100	319,500	348,300	383,200	424,200
	4	165,500	181,300	208,500	247,700	294,400	321,700	350,500	385,300	426,100
	5	167,000	183,200	210,500	249,400	296,300	324,000	352,600	387,200	427,500
	6	168,900	185,500	212,500	251,200	298,600	326,200	354,700	389,200	429,200
	7	170,700	187,800	214,500	252,800	300,900	328,500	356,900	391,100	430,800
	8	172,600	190,100	216,400	254,500	303,100	330,800	359,100	392,900	432,300
	9	174,300	192,300	218,500	256,000	305,200	332,700	361,000	394,700	433,900
	10	176,000	194,900	220,300	257,600	307,400	335,000	363,200	396,700	435,600
	11	177,700	197,400	222,100	259,000	309,700	337,200	365,300	398,700	437,200
	12	179,400	199,900	223,900	260,500	311,900	339,500	367,500	400,800	438,800
	13	181,300	202,300	225,800	262,200	314,000	341,600	369,700	402,600	439,900
	14	183,400	204,100	227,700	263,600	316,300	343,700	371,800	404,700	441,500
	15	185,500	205,900	229,600	264,800	318,500	345,900	374,000	406,700	443,300
	16	187,600	207,700	231,500	266,100	320,800	348,000	376,100	408,800	445,100
	17	189,800	209,600	233,100	267,300	322,700	350,200	377,900	410,500	446,700
	18	192,200	211,500	234,900	268,900	325,000	352,200	379,900	412,200	448,500
	19	194,600	213,400	236,700	270,400	327,100	354,300	381,900	413,900	450,300
	20	197,000	215,200	238,500	271,900	329,400	356,400	383,900	415,500	452,000
	21	199,500	216,900	240,100	273,300	331,500	358,500	385,700	417,200	453,600
	22	201,300	218,700	241,500	274,700	333,500	360,500	387,800	418,800	455,300
	23	203,100	220,500	242,700	276,300	335,600	362,500	389,900	420,200	456,900
	24	204,900	222,300	244,000	277,900	337,600	364,600	391,900	421,700	458,700
	25	206,800	224,000	245,300	279,100	339,600	366,500	393,600	423,000	460,200
	26	208,600	225,700	246,700	281,200	341,700	368,500	395,600	424,400	461,600
	27	210,400	227,400	248,100	283,300	343,700	370,600	397,700	425,900	463,100
	28	212,100	229,100	249,300	285,400	345,700	372,600	399,800	427,500	464,400
	29	214,000	230,600	250,600	287,400	347,900	374,500	401,300	428,800	465,600
	30	215,800	232,400	251,700	289,400	350,000	376,600	403,100	430,500	466,300
	31	217,600	234,200	253,100	291,400	352,000	378,700	404,800	432,200	467,000
	32	219,400	236,000	254,200	293,300	354,100	380,700	406,500	433,800	467,700
	33	221,100	237,400	255,300	295,200	355,800	382,600	408,200	435,200	468,200
	34	222,800	238,900	256,600	297,000	357,800	384,700	409,700	436,900	469,000
	35	224,500	240,200	257,800	298,900	359,800	386,800	411,300	438,600	469,700
	36	226,200	241,600	259,000	300,800	361,900	388,700	412,800	440,200	470,300
	37	227,700	242,900	260,100	302,600	363,800	390,400	414,100	441,600	470,600
	38	229,500	244,200	261,300	304,500	365,900	391,900	415,600	442,300	471,200
	39	231,300	245,500	262,500	306,400	367,900	393,200	417,100	443,000	471,700
	40	233,100	246,700	263,600	308,200	369,900	394,600	418,600	443,700	472,200
	41	234,500	248,000	264,800	310,100	371,900	395,800	420,100	444,100	472,700
	42	235,900	249,200	266,400	311,900	374,000	396,900	421,400	444,700	473,100
	43	237,200	250,500	267,900	313,800	376,100	397,900	422,700	445,400	473,500
	44	238,400	251,600	269,100	315,700	378,100	398,900	423,900	446,000	473,900
	45	239,700	252,800	270,300	317,500	379,800	400,100	424,900	446,800	474,200
	46	240,800	254,000	271,900	319,400	381,500	401,300	425,600	447,500	
	47	241,900	255,200	273,600	321,300	383,100	402,400	426,400	448,000	
	48	242,900	256,400	275,200	323,100	384,800	403,600	427,200	448,500	
	49	243,900	257,500	277,000	324,700	386,200	404,900	427,700	449,000	
	50	245,000	258,700	278,700	326,300	387,200	405,700	428,100	449,300	
	51	246,300	259,900	280,400	327,900	388,200	406,500	428,500	449,600	
	52	247,400	261,100	282,000	329,600	389,200	407,200	428,800	450,000	
	53	248,500	262,300	283,500	331,300	390,500	407,700	429,100	450,400	
	54	249,800	263,600	285,300	333,000	391,600	408,400	429,500	450,600	
	55	250,900	265,100	287,000	334,800	392,700	409,100	429,800	450,900	
	56	252,100	266,300	288,800	336,600	393,900	409,700	430,100	451,100	

再任用 職員以 外の職 員	57	253,300	267,400	290,400	337,800	395,200	410,400	430,400	451,500		
	58	254,300	269,100	292,100	339,500	396,000	410,800	430,700	451,700		
	59	255,300	270,700	293,900	341,200	396,800	411,400	431,000	451,900		
	60	256,400	272,300	295,700	342,800	397,500	412,000	431,300	452,100		
	61	257,500	273,900	297,200	344,400	398,000	412,400	431,600	452,500		
	62	258,700	275,500	299,000	346,100	398,700	413,000	431,900			
	63	259,900	277,100	300,800	347,800	399,400	413,500	432,200			
	64	260,900	278,700	302,500	349,500	400,100	414,000	432,500			
	65	262,000	280,200	304,000	351,100	400,400	414,500	432,800			
	66	263,300	281,600	305,700	352,700	401,100	415,100	433,100			
	67	264,700	283,100	307,300	354,300	401,800	415,500	433,400			
	68	266,000	284,600	309,000	355,900	402,400	416,000	433,700			
	69	267,200	286,200	310,600	357,100	402,800	416,400	433,900			
	70	268,600	287,700	312,000	358,500	403,300	416,700	434,200			
	71	270,000	289,300	313,500	359,800	403,900	417,000	434,500			
	72	271,400	290,900	315,000	361,200	404,400	417,300	434,800			
	73	272,700	292,200	316,000	362,400	404,900	417,600	435,000			
	74	274,100	293,600	317,600	363,600	405,300	417,900	435,300			
	75	275,500	295,100	319,200	364,900	405,800	418,200	435,600			
	76	276,800	296,600	320,900	366,200	406,300	418,500	435,900			
	77	278,000	297,700	322,700	367,500	406,800	418,700	436,100			
	78	279,200	299,200	324,400	368,700	407,300	419,000	436,400			
	79	280,400	300,600	326,000	369,900	407,900	419,300	436,700			
	80	281,500	302,100	327,600	371,100	408,400	419,600	437,000			
	81	282,800	303,600	329,300	372,300	408,800	419,800	437,200			
	82	284,000	305,000	331,000	373,500	409,400	420,100	437,500			
	83	285,300	306,300	332,600	374,600	409,900	420,400	437,800			
	84	286,600	307,700	334,300	375,800	410,100	420,600	438,100			
	85	287,800	308,900	335,700	376,900	410,400	420,800	438,300			
	86	289,000	310,400	337,200	377,500	410,900	421,100				
	87	290,200	311,800	338,700	378,000	411,200	421,400				
	88	291,400	313,300	340,200	378,600	411,500	421,600				
	89	292,500	314,800	341,500	379,200	411,800	421,800				
	90	293,700	316,300	342,700	379,800	412,200	422,100				
	91	294,800	317,700	344,000	380,400	412,600	422,400				
	92	296,000	319,200	345,300	381,000	413,000	422,600				
	93	296,800	320,500	346,700	381,300	413,300	422,800				
	94	298,100	321,800	348,200	381,800	413,700					
	95	299,300	323,200	349,700	382,400	414,100					
	96	300,600	324,500	351,200	382,900	414,500					
	97	301,700	325,700	352,500	383,300	414,800					
	98	302,900	327,000	353,700	383,700	415,200					
	99	304,100	328,300	354,800	384,300	415,600					
	100	305,300	329,600	356,000	384,800	416,000					
	101	306,500	331,000	357,100	385,200	416,300					
	102	307,500	331,900	358,200	385,700						
	103	308,600	333,100	359,300	386,300						
	104	309,600	334,300	360,500	386,800						
	105	310,400	335,400	361,700	387,100						
	106	311,000	336,500	362,200	387,500						
	107	311,600	337,500	362,800	388,000						
	108	312,300	338,600	363,400	388,300						
	109	312,800	339,800	364,000	388,600						
	110	313,300	340,800	364,500	389,100						
	111	313,900	341,800	365,000	389,600						
	112	314,500	342,700	365,500	390,100						
	113	315,300	343,600	365,900	390,400						
	114	316,000	344,500	366,300	390,900						
	115	316,700	345,500	366,900	391,400						
	116	317,400	346,500	367,400	391,900						

	117	318,000	347,500	367,800	392,200					
	118	318,800	348,000	368,300	392,700					
	119	319,500	348,600	368,900	393,200					
	120	320,300	349,200	369,400	393,700					
	121	320,900	349,500	369,500	394,100					
	122	321,200	349,900	370,100	394,600					
	123	321,700	350,400	370,600	395,000					
	124	322,200	350,800	371,000	395,500					
	125	322,500	351,200	371,500	395,900					
	126		351,600	372,000	396,400					
	127		352,100	372,500	396,800					
	128		352,500	373,000	397,300					
	129		352,900	373,300	397,700					
	130		353,300	373,800	398,200					
	131		353,700	374,300	398,600					
	132		354,100	374,800	399,100					
	133		354,300	375,100	399,500					
	134		354,800	375,600						
	135		355,200	376,000						
	136		355,500	376,400						
	137		355,800	376,700						
	138		356,200	377,200						
	139		356,700	377,700						
	140		357,200	378,200						
	141		357,500	378,500						
	142		358,000							
	143		358,500							
	144		359,000							
	145		359,300							
再任用 職員		238,900	250,600	254,800	286,200	302,700	316,800	340,400	375,600	407,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 3 教育職給料表（第 3 条関係）

ア 教育職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	207,000	267,500	315,300	401,900
	2	209,200	270,500	318,300	404,200
	3	211,400	273,400	321,500	406,600
	4	213,600	276,200	324,600	409,100
	5	215,700	279,100	328,000	411,500
	6	217,900	281,600	330,800	414,000
	7	220,100	283,900	333,700	416,400
	8	222,200	286,300	336,600	418,900
	9	224,500	289,100	339,600	420,900
	10	226,900	291,600	342,800	423,400
	11	229,300	294,200	346,000	425,800
	12	231,700	296,800	349,300	428,200
	13	234,000	299,300	352,400	429,900
	14	236,400	301,500	354,700	432,100
	15	238,800	303,700	357,200	434,400
	16	241,200	305,800	359,800	436,700
	17	243,300	308,100	362,500	439,000
	18	246,400	310,300	364,700	441,400
	19	249,500	312,500	367,000	443,700
	20	252,600	314,700	369,200	446,100
	21	255,500	316,800	371,300	448,300
	22	258,500	319,600	373,400	450,600
	23	261,400	322,300	375,500	453,000
	24	264,300	325,100	377,600	455,300
	25	267,100	327,400	379,500	457,300
	26	269,700	329,700	381,300	459,500
	27	272,300	332,100	383,200	461,600
	28	275,100	334,600	385,100	463,800
	29	278,000	337,000	387,100	465,900
	30	280,400	339,200	388,800	468,200
	31	282,800	341,400	390,500	470,400
	32	285,200	343,500	392,200	472,500
	33	287,800	345,700	394,000	474,400
	34	290,200	348,000	395,800	476,500
	35	292,800	350,300	397,400	478,800
	36	295,200	352,500	399,200	481,000
	37	297,800	354,500	400,500	483,100
	38	299,500	356,500	402,200	485,100
	39	301,400	358,600	403,800	487,000
	40	303,300	360,500	405,400	488,900
	41	305,200	362,500	406,700	490,900
	42	306,300	364,400	408,300	492,800
	43	307,300	366,200	409,800	494,600
	44	308,200	368,000	411,400	496,500
	45	309,200	370,000	412,800	498,400
	46	310,400	371,800	414,400	500,200
	47	311,600	373,400	415,900	502,000
	48	312,700	375,200	417,500	503,900

	49	313,700	377,100	418,900	505,600
	50	314,800	378,800	420,200	507,300
	51	315,800	380,600	421,500	509,100
	52	316,800	382,300	422,800	511,000
	53	318,000	383,600	423,500	512,600
	54	319,000	385,100	424,500	514,200
	55	320,100	386,500	425,400	515,900
	56	321,100	388,100	426,300	517,500
	57	322,200	389,500	427,200	519,100
	58	323,300	390,900	428,100	520,400
	59	324,400	392,300	429,000	521,700
	60	325,400	393,800	429,900	522,900
	61	326,500	395,100	430,800	524,100
	62	327,500	396,500	431,700	525,100
	63	328,600	398,000	432,700	526,100
	64	329,700	399,500	433,800	527,100
再任用 職員以 外の職 員	65	330,600	400,500	434,700	527,700
	66	331,700	401,600	435,700	528,600
	67	332,700	402,600	436,700	529,500
	68	333,800	403,700	437,600	530,400
	69	334,700	404,700	438,600	531,300
	70	335,800	405,600	439,600	532,100
	71	336,800	406,400	440,600	532,800
	72	337,900	407,200	441,600	533,300
	73	338,500	408,000	442,600	534,000
	74	339,500	408,900	443,500	534,500
	75	340,500	409,700	444,400	535,300
	76	341,500	410,500	445,400	535,900
	77	342,500	411,200	446,200	536,400
	78	343,500	411,600	446,700	
	79	344,500	411,900	447,400	
	80	345,400	412,200	448,000	
	81	346,400	412,500	448,800	
	82	347,400	412,800	449,500	
	83	348,400	413,100	449,800	
	84	349,400	413,400	450,400	
	85	350,000	413,700	450,800	
	86	350,600	414,000	451,100	
	87	351,200	414,300	451,400	
	88	351,800	414,600	451,700	
	89	352,400	414,800	452,000	
	90	352,800	415,100		
	91	353,200	415,400		
	92	353,700	415,700		
	93	354,200	415,900		
	94	354,600	416,200		
	95	355,100	416,500		
	96	355,600	416,800		
	97	356,200	417,000		
	98	356,700	417,300		
	99	357,100	417,600		
	100	357,600	417,800		

	101	358,000	418,000		
	102	358,500	418,300		
	103	358,900	418,600		
	104	359,400	418,800		
	105	359,900	419,000		
	106	360,300			
	107	360,800			
	108	361,300			
	109	361,700			
	110	362,200			
	111	362,700			
	112	363,100			
	113	363,500			
	114	363,900			
	115	364,400			
	116	364,800			
	117	365,200			
	118	365,600			
	119	366,100			
	120	366,500			
	121	366,800			
	122	367,200			
	123	367,700			
	124	368,000			
	125	368,400			
	126	368,900			
	127	369,400			
	128	369,800			
	129	370,200			
	指定1				705,000
	指定2				760,000
	指定3				817,000
再任用 職員		280,400	291,500	313,400	397,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、助教、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号給から指定3号給までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	

	49	237,700	302,100	365,300	414,400
	50	239,200	304,500	367,100	415,800
	51	240,600	307,000	369,100	417,400
	52	242,100	309,400	371,100	418,900
	53	243,400	311,800	373,000	420,600
	54	244,700	314,000	374,800	422,100
	55	246,100	316,100	376,600	423,700
	56	247,500	318,300	378,300	425,300
	57	248,900	320,600	379,800	426,800
	58	250,000	322,700	381,400	428,300
	59	251,300	324,900	383,100	429,500
	60	252,600	326,900	384,800	430,700
	61	253,900	329,100	386,000	431,900
	62	255,400	331,200	387,400	433,200
	63	256,800	333,400	388,800	434,500
	64	258,100	335,600	390,100	435,700
	65	259,500	337,500	391,500	436,900
	66	261,100	339,700	392,700	438,100
	67	262,700	341,800	394,100	439,300
	68	264,400	344,000	395,500	440,500
	69	265,900	346,000	396,800	441,700
	70	267,300	348,000	398,100	442,900
	71	268,800	350,100	399,500	444,100
	72	270,300	352,100	400,800	445,300
再任用 職員以 外の職 員	73	271,400	353,900	402,100	446,400
	74	272,800	355,800	403,500	447,000
	75	274,200	357,700	404,900	447,500
	76	275,500	359,600	406,200	448,000
	77	276,900	361,500	407,400	448,500
	78	278,100	363,200	408,600	
	79	279,300	364,900	409,900	
	80	280,500	366,500	411,300	
	81	281,700	368,000	412,600	
	82	282,900	369,500	413,800	
	83	284,100	371,000	414,800	
	84	285,300	372,400	416,000	
	85	286,500	373,500	417,200	
	86	287,600	374,900	418,400	
	87	288,800	376,300	419,600	
	88	290,000	377,600	420,600	
	89	291,200	378,900	421,700	
	90	292,300	380,200	422,700	
	91	293,500	381,400	423,700	
	92	294,700	382,700	424,700	
	93	295,500	384,000	425,600	
	94	296,500	385,100	426,400	
	95	297,700	386,400	427,200	
	96	298,900	387,600	428,000	
	97	299,900	389,000	428,800	
	98	301,000	390,000	429,200	
	99	302,000	391,100	429,600	
	100	303,100	392,100	430,000	

101	304,000	393,000	430,400
102	305,100	394,000	430,700
103	306,200	395,100	431,000
104	307,200	396,200	431,300
105	307,800	396,900	431,600
106	308,700	397,800	431,900
107	309,500	398,700	432,200
108	310,300	399,600	432,400
109	311,200	400,400	432,600
110	311,600	401,300	432,900
111	312,000	402,100	433,200
112	312,500	402,900	433,400
113	313,100	403,500	433,600
114	313,500	404,200	433,900
115	314,000	404,900	434,200
116	314,500	405,600	434,400
117	315,100	406,200	434,600
118	315,600	406,700	
119	316,000	407,100	
120	316,500	407,500	
121	317,000	407,900	
122	317,400	408,200	
123	317,900	408,500	
124	318,400	408,700	
125	319,000	408,900	
126	319,300	409,200	
127	319,600	409,500	
128	319,900	409,700	
129	320,100	409,900	
130	320,400	410,200	
131	320,700	410,500	
132	321,000	410,700	
133	321,200	410,900	
134	321,400	411,200	
135	321,600	411,500	
136	321,900	411,700	
137	322,200	411,900	
138	322,400	412,200	
139	322,700	412,500	
140	323,000	412,700	
141	323,200	412,900	
142	323,400	413,200	
143	323,700	413,500	
144	323,900	413,700	
145	324,200	413,900	
146	324,400		
147	324,700		
148	325,000		
149	325,200		
150	325,400		
151	325,700		
152	326,000		

	153	326,200				
	154	326,400				
	155	326,700				
	156	327,000				
	157	327,200				
	158	327,400				
	159	327,700				
	160	328,000				
	161	328,200				
	162	328,400				
	163	328,700				
	164	329,000				
	165	329,200				
	166	329,400				
	167	329,700				
	168	330,000				
	169	330,200				
	170	330,400				
	171	330,700				
	172	331,000				
	173	331,200				
再任用 職員		231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

- 備考（１） この表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- （２） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 研究職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,700	187,200	274,000	327,100	385,800
	2	138,800	189,700	276,500	329,300	388,700
	3	140,000	192,100	279,000	331,500	391,500
	4	141,100	194,500	281,500	333,600	394,300
	5	142,200	197,000	283,900	335,500	396,600
	6	143,500	199,300	286,100	337,600	399,300
	7	144,800	201,600	288,300	339,700	402,000
	8	146,100	203,800	290,500	341,800	404,700
	9	147,200	205,900	292,700	343,800	407,400
	10	148,900	208,200	295,500	345,800	410,000
	11	150,500	210,500	298,200	347,900	412,700
	12	152,100	212,800	301,000	349,900	415,500
	13	153,600	215,000	303,400	352,000	418,200
	14	155,500	217,400	306,100	353,900	420,900
	15	157,400	219,800	308,800	355,800	423,700
	16	159,400	222,200	311,600	357,700	426,400
	17	161,200	224,500	314,200	359,600	428,900
	18	163,400	227,300	316,400	361,500	431,500
	19	165,600	230,200	318,700	363,400	434,000
	20	167,700	233,100	320,900	365,400	436,600
	21	169,900	235,600	323,200	367,000	439,100
	22	172,300	238,300	325,200	369,000	441,700
	23	174,600	240,800	327,200	370,900	444,300
	24	176,900	243,500	329,300	372,800	446,800
	25	179,000	246,200	331,400	374,400	449,000
	26	181,100	248,600	333,300	376,100	451,300
	27	183,200	251,000	335,100	378,000	453,800
	28	185,300	253,400	337,000	379,900	456,300
	29	187,300	256,100	339,000	381,800	458,800
	30	189,100	258,300	340,700	383,700	461,300
	31	190,900	260,400	342,300	385,600	463,800
	32	192,600	262,500	344,000	387,600	466,300
	33	194,400	264,500	345,400	389,200	468,600
	34	196,300	266,600	346,800	391,000	471,000
	35	198,200	268,800	348,300	392,600	473,400
	36	200,100	270,800	349,800	394,400	475,900
	37	201,800	272,800	351,100	395,600	478,300
	38	203,700	274,300	352,500	397,100	480,800
	39	205,600	275,800	353,900	398,500	483,200
	40	207,500	277,400	355,300	399,900	485,700
	41	209,400	278,800	356,200	401,300	488,000
	42	211,300	280,000	357,300	402,600	490,200
	43	213,200	281,100	358,600	404,100	492,400
	44	215,100	282,200	359,700	405,700	494,600
	45	216,800	283,000	360,900	407,100	496,300
	46	218,700	284,300	362,100	408,300	497,800
	47	220,500	285,600	363,400	409,900	499,400
	48	222,300	286,800	364,600	411,500	500,900

再任用 職員以 外の職 員	49	224,000	288,200	365,700	412,800	502,600
	50	225,800	289,500	367,000	414,200	504,000
	51	227,600	290,700	368,300	415,700	505,400
	52	229,300	291,900	369,600	417,100	506,900
	53	230,900	293,100	370,300	418,500	508,000
	54	232,700	294,300	371,300	419,900	509,200
	55	234,500	295,600	372,200	421,300	510,400
	56	236,100	296,800	373,200	422,700	511,600
	57	237,700	297,900	374,000	423,800	512,500
	58	239,000	299,100	374,800	425,100	513,500
	59	240,200	300,300	375,500	426,500	514,500
	60	241,300	301,500	376,200	427,800	515,500
	61	242,600	302,500	376,800	428,600	516,600
	62	243,700	303,600	377,500	429,500	517,500
	63	244,800	304,700	378,400	430,500	518,200
	64	246,000	305,800	379,300	431,400	518,900
	65	247,200	306,800	379,900	432,300	519,700
	66	248,500	307,900	380,700	433,100	520,500
	67	249,700	309,000	381,500	433,700	521,300
	68	250,700	310,100	382,300	434,500	522,100
	69	251,700	311,200	382,900	434,900	522,800
	70	253,200	312,200	383,600	435,500	523,600
	71	254,700	313,300	384,300	436,000	524,400
	72	256,100	314,400	385,000	436,500	525,200
	73	257,500	315,200	385,700	437,000	525,900
	74	258,900	316,200	386,300		
	75	260,300	317,300	386,900		
	76	261,600	318,400	387,600		
	77	262,700	319,500	388,300		
	78	263,900	320,500	388,900		
	79	265,200	321,500	389,500		
	80	266,400	322,400	390,100		
	81	267,800	323,500	390,700		
	82	269,100	324,300	391,300		
	83	270,400	325,000	391,900		
	84	271,600	325,800	392,500		
	85	272,800	326,300	393,000		
	86	274,000	326,800	393,500		
	87	275,300	327,300	394,000		
	88	276,500	327,800	394,700		
	89	277,500	328,100	395,100		
	90	278,700	328,600	395,600		
	91	279,900	329,100	396,100		
	92	281,100	329,600	396,800		
	93	282,100	329,900	397,200		
	94	283,100	330,300	397,700		
	95	284,100	330,800	398,200		
	96	285,100	331,300	398,900		
	97	285,700	331,800	399,300		
	98	286,600	332,300	399,800		
	99	287,400	332,800	400,300		
	100	288,300	333,300	401,000		

	101	289,200	333,800	401,400		
	102	289,900	334,300	401,900		
	103	290,600	334,800	402,400		
	104	291,300	335,300	403,100		
	105	292,000	335,800	403,500		
	106	292,500	336,200			
	107	293,000	336,700			
	108	293,500	337,100			
	109	293,700	337,600			
	110	294,100	338,000			
	111	294,400	338,500			
	112	294,700	338,900			
	113	295,000	339,400			
	114	295,300	339,800			
	115	295,600	340,300			
	116	295,900	340,700			
	117	296,200	341,200			
	118	296,600	341,600			
	119	296,900	342,000			
	120	297,300	342,400			
	121	297,600	342,800			
再任用 職員		215,200	256,400	281,200	323,600	382,100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700	368,800
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700	371,500
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900	374,100
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100	376,800
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100	379,200
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300	381,900
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400	384,500
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600	387,200
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600	389,300
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700	391,600
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900	393,800
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000	396,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700	398,100
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700	400,100
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600	402,100
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600	404,200
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600	406,000
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600	408,000
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600	409,900
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600	412,000
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400	413,800
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400	415,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500	417,000
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600	418,500
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000	420,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800	421,300
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600	422,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300	423,900
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100	425,200
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600	426,400
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200	427,600
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	428,700
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200	429,900
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500	431,100
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800	432,300
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000	433,500
	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100	434,800
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300	435,600
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400	436,000
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500	436,700
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300	437,200
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100	437,600
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900	438,000
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700	438,400
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100	438,800
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700	439,200
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200	439,600
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600	439,900

再任用 職員以 外の職 員	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000	440,200
	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300	440,600
	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600	440,900
	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900	441,200
	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200	441,500
	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500	
	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800	
	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100	
	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400	
	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700	
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000	
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400	
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600	
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900	
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200	
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500	
	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700	
	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600		
	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300		
	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900		
	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300		
	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800		
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300		
	72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800		
	73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400		
	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900		
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500		
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100		
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600		
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100		
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600		
	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100		
	81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400		
	82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900		
	83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300		
	84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700		
	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100		
	86		287,200	323,100	344,000	385,600		
	87		287,400	323,300	344,300	386,000		
	88		287,600	323,700	344,600	386,400		
	89		288,000	324,100	345,000	386,800		
	90		288,200	324,500	345,300	387,300		
	91		288,400	324,900	345,700	387,700		
	92		288,600	325,300	346,000	388,100		
	93		289,000	325,600	346,400	388,500		
	94		289,200	325,800	346,700			
	95		289,400	326,200	347,000			
	96		289,700	326,500	347,300			
	97		290,100	326,700	347,600			
	98		290,400	327,000	348,000			
	99		290,600	327,300	348,400			
	100		290,900	327,600	348,800			

	101		291,200	327,800	349,300			
	102		291,400	328,100	349,700			
	103		291,600	328,500	350,100			
	104		291,900	328,700	350,500			
	105		292,200	328,800	351,000			
	106			329,100				
	107			329,500				
	108			329,700				
	109			329,900				
	110			330,300				
	111			330,700				
	112			331,100				
	113			331,300				
再任用 職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500	362,700

備考 この表は、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800
	32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600
	33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300
	34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000
	35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800
	36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500
	37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100
	38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800
	39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600
	40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400
	41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900
	42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400
	43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900
	44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200
	45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300
	46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400
	47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500
	48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700

	49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000
	50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100
	51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300
	52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400
	53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600
	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900
	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400
	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000
	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400
	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700
	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000
	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
再任用 職員以 外の職 員	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
	94	279,200	312,700	346,100	364,100	390,700	
	95	280,100	313,400	346,800	364,500	391,200	
	96	281,100	314,000	347,400	364,800	391,600	
	97	282,000	314,700	347,800	365,400	392,000	
	98	282,800	315,000	348,200	365,900		
	99	283,500	315,600	348,700	366,400		
	100	284,400	316,300	349,100	366,900		

101	285,200	316,700	349,600	367,500	
102	286,000	317,300	350,000	368,000	
103	286,800	317,900	350,500	368,500	
104	287,600	318,500	350,900	368,900	
105	288,300	318,900	351,200	369,500	
106	288,800	319,400	351,700	370,000	
107	289,300	319,900	352,100	370,500	
108	289,800	320,400	352,400	371,000	
109	290,000	320,800	352,900	371,600	
110	290,300	321,200	353,400	372,000	
111	290,500	321,500	353,900	372,500	
112	290,900	321,800	354,400	373,000	
113	291,200	322,200	354,900	373,600	
114	291,400	322,600	355,400		
115	291,800	323,000	355,900		
116	292,100	323,300	356,300		
117	292,400	323,500	356,700		
118	292,700	323,800	357,100		
119	293,000	324,200	357,600		
120	293,400	324,400	358,100		
121	293,700	324,600	358,500		
122	294,100	324,900	359,000		
123	294,400	325,200	359,500		
124	294,800	325,500	360,000		
125	295,000	325,700	360,300		
126	295,200	326,000			
127	295,500	326,400			
128	295,900	326,600			
129	296,100	326,700			
130	296,400	327,000			
131	296,800	327,400			
132	297,200	327,600			
133	297,400	327,900			
134	297,700	328,300			
135	298,100	328,700			
136	298,400	329,100			
137	298,600	329,400			
138	298,900	329,800			
139	299,300	330,200			
140	299,600	330,600			
141	299,800	330,900			
142	300,200	331,300			
143	300,600	331,600			
144	300,900	332,000			
145	301,000	332,300			
146	301,300	332,700			
147	301,600	333,100			
148	302,000	333,500			
149	302,200	333,800			
150	302,400	334,200			
151	302,700	334,600			
152	303,000	335,000			

	153	303,400	335,300				
	154	303,600					
	155	303,800					
	156	304,100					
	157	304,400					
	158	304,700					
	159	305,000					
	160	305,300					
	161	305,700					
	162	306,000					
	163	306,300					
	164	306,600					
	165	307,000					
	166	307,300					
	167	307,600					
	168	307,900					
	169	308,300					
再任用 職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900

備考 この表は、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特定の職員についての適用除外） 第15条の 7 第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 5、 <u>第 5 条の 2</u> 、第 6 条の 2 及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の 4 第 1 項若しくは第28条の 5 第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。	（特定の職員についての適用除外） 第15条の 7 第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 5、第 6 条の 2 及び第13条の規定は、地方公務員法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2 第 4 条、第 4 条の 2、第 4 条の 5、第 5 条の 2、第 6 条の 2 及び第13条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。</u>

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（特定の職員についての適用除外） 第14条の 5 第 4 条、第 4 条の 4、 <u>第 4 条の 6</u> 、第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第12条の規定は、地方公務員法第28条の 4 第 1 項若しくは第28条の 5 第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。	（特定の職員についての適用除外） 第14条の 5 第 4 条、第 4 条の 4、第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第12条の規定は、地方公務員法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2 第 4 条、第 4 条の 4、第 4 条の 6、第 5 条の 2、第 5 条の 3 及び第12条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。</u>

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 4 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>377,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>426,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>479,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>542,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>618,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>722,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>845,000円</td></tr></table> 2～6 〔略〕	号給	給料月額	1	377,000円	2	426,000円	3	479,000円	4	542,000円	5	618,000円	6	722,000円	7	845,000円	（給与に関する特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>370,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>418,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>470,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>531,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>606,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>708,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>828,000円</td></tr></table> 2～6 〔略〕	号給	給料月額	1	370,000円	2	418,000円	3	470,000円	4	531,000円	5	606,000円	6	708,000円	7	828,000円
号給	給料月額																																
1	377,000円																																
2	426,000円																																
3	479,000円																																
4	542,000円																																
5	618,000円																																
6	722,000円																																
7	845,000円																																
号給	給料月額																																
1	370,000円																																
2	418,000円																																
3	470,000円																																
4	531,000円																																
5	606,000円																																
6	708,000円																																
7	828,000円																																

（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年宮崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 第 7 条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。第 1 号において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者）にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、	附 則 （給料の切替えに伴う経過措置） 第 7 条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。附則別表第 4 において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において同表の左欄に掲げる職員である者）にあっては、当該給料月額に、同欄に掲げる職員の区分に応じ、

その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年 3 月31日までの間（以下「支給期間」という。）、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額）から、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間にあっては 2,000円を、平成27年 4 月 1 日以降にあっては平成26年 4 月 1 日から給料の支給日までの期間の年数（その期間に 1 年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に 1 を加えた数に 2,000 円を乗じて得た額を減じた額（零を上回るものに限る。）（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。

（1）平成21年改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1

（2）職員給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員 100分の 98.94

（3）前 2 号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。） 100分の 99.34

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。ただし、医療職給料表(三)の適用を受ける職員で平成23年 4 月 1 日にその者の属する職務の級が 4 級に降格した者のうち人事委員会規則で定めるものについては、同項の規定にかかわらず、支給期間の満了後にあっても人事委員会規則に定める期間、給料月額のほか減額後の差額相当額を給料として支給する。この場合において、その者の給料月額と減額後の差額相当額の合計額が、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給に対応するその者の給料の支給日における給料月額を下回らないものとする。

3 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。ただし、平成19年 4 月 1 日、平成20年 4 月 1 日又は平成21年 4 月 1 日に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員から職員給与条例の適用を受ける職員となった者のうち人事委員会規則で定めるものについては、前 2 項の規定にかかわらず、支給期間の満了後にあっても人事委員会規則で定める期間、給料月額のほか減額後の差額相当額を給料として支給する。この場合において、その者の受ける給料月額と減額後の差額相当額の合計額が、施行日の前日に受けていた給料月額に 100 分の99.7を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に、100分の99.1を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を下回らないものとする。

それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成33年 3 月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100分の99を乗じて得た額）から附則別表第 5 の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を減じた額（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。

2 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年 3 月31日までの間」とあるのは「平成33年 3 月31日までの間（医療職給料表(三)の適用を受ける職員で平成23年 4 月 1 日にその者の属する職務の級が 4 級に降格した者のうち人事委員会規則で定めるもの（以下「平成23年度格付職員」という。）にあっては、人事委員会規則で定める期間）」と、「（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。」とあるのは「（零を上回るものに限る。）（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。この場合において、平成23年度格付職員に係る平成33年 4 月 1 日以降の減額後の差額相当額は、その者が当該降格をした日の前日に属した職務の級及び受けていた号給に対応する人事委員会で定める給料月額とその者の受ける給料月額との差額（零を上回るものに限る。）とする。」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、第 1 項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「人事委員会規則で定める額」と、「平成33年 3 月31日までの間」とあるのは「平成33年 3 月31日までの間（平成19年 4 月 1 日以降に単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の適用を受ける職員（以下「現業職員」という。）から職員給与条例の適用を受ける職員となった者（以下「任命換職員」という。）のうち人事委員会規則で定めるもの）にあっては、人事委員会規則で定める期間）」と、「（零を上回るものに限る。）を給料として支給する。」とあるのは「（零を上回るものに限る。）（以下「減額後の差額相当額」という。）を給料として支給する。この場合において、任命換職員に係る平成33年 4 月 1 日以降の減額後の差額相当額は、その者が任命換職員となった日の前日に現業職員として受けていた給料月額に 100分の99.7（任命換職員となった日が平成21年 4 月

4 〔略〕

附則別表第 3 教育職給料表(一) 4 級の欄に掲げる指定 1 号給から指定 6 号給までの額の給料を受ける職員の号給の切替表（附則第 3 条関係）

〔略〕

1 日である者にあつては 100 分の 99) を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）に、100 分の 99.1 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）とその者の受ける給料月額との差額（零を上回るものに限る。）とする。」と読み替えるものとする。

4 〔略〕

5 第 1 項から前項までの規定は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年宮崎県条例第 3 号）附則第 3 項（同条例附則第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による給料が支給される職員には、適用しない。

附則別表第 3 教育職給料表(一) 4 級の欄に掲げる指定 1 号給から指定 6 号給までの額の給料を受ける職員の号給の切替表（附則第 3 条関係）

〔略〕

附則別表第 4（附則第 7 条関係）

職 員	割 合
1 平成 21 年改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員（2 の項に掲げる職員を除く。）	100 分の 99.1
2 職員給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員	100 分の 98.94
3 1 又は 2 の項に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。）	100 分の 99.34

附則別表第 5（附則第 7 条関係）

期 間	額
	円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	2,000
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	4,000
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	6,000
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	8,000
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	10,000
平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	12,000
平成 32 年 4 月 1 日以降	14,000

（病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 6 条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 18 年宮崎県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（管理職員特別勤務手当）	（管理職員特別勤務手当）
第 17 条 第 5 条の規定による管理者が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。	第 17 条 第 5 条の規定による管理者が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
	2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
（特定の職員についての適用除外等）	（特定の職員についての適用除外等）
第 26 条 〔略〕	第 26 条 〔略〕
2 第 6 条、第 7 条、第 9 条、 <u>第 11 条</u> 及び第 21 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用され	2 第 6 条、第 7 条、第 9 条及び第 21 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

た職員には適用しない。

3 第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条及び第 21 条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

3・4 〔略〕

4・5 〔略〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（施行日前の異動者の号給の調整）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額）を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年宮崎県条例第 76 号）附則第 7 条第 1 項（同条例附則第 7 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）の給料の額に達しない場合は、支給しない。
- 4 前項の規定は、施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（同日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員を除く。）で、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
- 5 附則第 3 項の規定は、施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して同項（前項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについて準用する。この場合において、附則第 3 項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。
- 6 前 3 項の規定の適用について、部内の他の職員との権衡を失すると認められるときその他特別の事情があるときは、人事委員会と協議の上、必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第 3 項（附則第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する職員給与条例第 6 条の 3 第 1 項、第 6 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において同条第 1 項の例によるものとする場合を含む。）、第 6 条の 5 第 2 項及び第 8 条第 5 項（職員給与条例第 8 条の 4 第 4 項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）第 15 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年宮崎県条例第 3 号）附則第 3 項（同条例附則第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 附則第 3 項（附則第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年宮崎県条例第 3 号）附則第 3 項（同条例附則第 4 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。
（1）義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年宮崎県条例第 47 号）第 3 条第 1 項
（2）一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 4 項
（平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）
- 9 施行日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条の 5 第 2 項第 1 号	100 分の 20	100 分の 20 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 5 第 2 項第 2 号	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 5 第 2 項第 3 号	100 分の 15	100 分の 15 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 5 第 2 項第 4 号	100 分の 12	100 分の 12 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 5 第 2 項第 5 号	100 分の 10	100 分の 10 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 5 第 2 項第 6 号	100 分の 6	100 分の 6 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 5 第 2 項第 7 号	100 分の 3	100 分の 3 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 6	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第 5 条の 10 第 2 項	3 万円	3 万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

（人事委員会規則への委任）

- 10 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 4 号

執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年宮崎県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

（報酬の額）

第 2 条 委員等（教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。以下この条、次条及び第 4 条において同じ。）の報酬の額は、別表に定める日額支給の報酬の額に同表の月額支給の報酬の額を合算して得た額とする。

2 [略]

（報酬の調整）

第 4 条 [略]

2 教育長の職を兼ねる教育委員会委員には、この条例に基づく報酬は、支給しない。

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員等（教育長の職を兼ねる教育委員会委員を除く。）の報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表（第 2 条関係）

職名		報酬額	
		日額	月額
[略]			
教育委員会委員	委員長	19,500円	117,000円
	委員	15,600円	91,500円
[略]			

改正後

（報酬の額）

第 2 条 委員等の報酬の額は、別表に定める日額支給の報酬の額に同表の月額支給の報酬の額を合算して得た額とする。

2 [略]

（報酬の調整）

第 4 条 [略]

（報酬及び費用弁償の支給方法）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

別表（第 2 条関係）

職名		報酬額	
		日額	月額
[略]			
教育委員会委員		15,600円	91,500円
[略]			

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長及び同条第 3 項に規定する委員長については、この条例による改正後の執行機関としての委員会の委員又は委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

